

低炭素建築物新築等計画(変更)認定申請 手数料算定表

	認定に係る床面積の合計	適合証あり (注1)	設計住宅 性能評価 書あり (注2)	適合証・ 設計住宅性能評価書なし				
				モデル建物法 (注3)	仕様基準 (注4)	仕様・計算併 用法(注5)	その他の方法	
住宅部分	戸建	～ 200 m ² 未満	7,000	9,100		21,000	29,000	40,000
		200 m ² ～	7,500	9,600		23,000	32,000	45,000
	共同住宅等	～ 300 m ² 未満	12,000			38,000	54,000	77,000
		300 m ² ～ 2,000 m ² 未満	28,000			66,000	92,000	130,000
		2,000 m ² ～ 5,000 m ² 未満	67,000			125,000	166,000	228,000
		5,000 m ² ～ 10,000 m ² 未満	104,000			178,000	232,000	318,000
		10,000 m ² ～ 25,000 m ² 未満	168,000			322,000	439,000	617,000
		25,000 m ² ～ 50,000 m ² 未満	238,000			520,000	740,000	1,065,000
		50,000 m ² ～	373,000			915,000	1,342,000	1,958,000
非住宅部分	～ 300 m ² 未満	12,000		96,000			244,000	
	300 m ² ～ 1,000 m ² 未満	22,000		124,000			307,000	
	1,000 m ² ～ 2,000 m ² 未満	35,000		163,000			397,000	
	2,000 m ² ～ 5,000 m ² 未満	104,000		271,000			575,000	
	5,000 m ² ～ 10,000 m ² 未満	154,000		347,000			703,000	
	10,000 m ² ～ 25,000 m ² 未満	201,000		424,000			839,000	
	25,000 m ² ～ 50,000 m ² 未満	243,000		492,000			953,000	
	50,000 m ² ～	357,000		656,000			1,209,000	

注1 登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関で技術的審査を受けたもの

注2 登録住宅性能評価機関で設計住宅性能評価を受けたもの(断熱等性能等級5,等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級6に適合しているものに限る。)

注3 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準

注4 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準

注5 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に規定する基準による場合又は省令第10条第2号イ(2)及びロ(1)に規定する基準

【戸建住宅の申請の場合】

算定表適用欄	床面積 ^{※1}	適合証	その他 ^{※2}	金額	備考
「住宅部分」	m ²	有・無	設計住宅性能評価書、 仕様基準、仕様・計算併用法、 その他の方法	円	

【建築物全体(戸建を除く)の申請の場合】

【複合建築物の住宅部分又は非住宅部分の申請の場合】

算定表適用欄	床面積 ^{※1}	適合証	計算方法 ^{※2}	金額	備考
「住宅部分」	m ²	有・無	仕様基準、仕様・計算併用法、 その他の方法	円	
算定表適用欄	床面積 ^{※1}	適合証	計算方法 ^{※2}	金額	備考
「非住宅部分」	m ²	有・無	モデル建物法・その他の方法	円	
計				円	

【建築基準関係規定に係る審査の申出等の有無^{※3}】

建築基準関係規定に係る審査の申出	有・無
------------------	-----

※1 床面積は、建築確認申請上の認定に係る床面積をご記入下さい。また、変更認定申請の場合は、変更しようとする部分の床面積です。

※2 適合証が「有」の場合は、記入は不要です。

※3 建築基準関係規定に係る審査を申し出る場合は、それに係る手数料を加算してください。

※4 軽微変更該当証明申請で、当初認定申請において適合証を添付し、かつ、軽微変更該当証明申請に登録省エネ判定期間等が交付した軽微な変更該当している旨を証する書面を添付している場合、「適合証有」としてください。